

平成十一年法律第二百八十三号

独立行
法一

目次	第一章 総則 (第一条～第六条) 第二章 役員 (第七条～第九条) 第三章 業務等 (第十条～第十二条) 第四章 雑則 (第十二条～第十三条) 第五章 罰則 (第十四条)
附則	第一 章 総則 (目的) 第一条 この法律は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。 (名称) 第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターとする。 (センタ―の目的) 第三条 独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「センタ―」といふ。)は、一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、農林物資等の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的とする。 (行政執行法人) 第四条 センタ―は、通則法第二条第四項に規定する行政執行法人とする。 (事務所) 第五条 センタ―は、主たる事務所を埼玉県に置く。
第六条 (資本金) 第七条 センタ―の資本金は、附則第五条第一項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。	2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、センタ―に追加して出資することができる。 3 センタ―は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

（役員）

第二章 役員

第七条 センターに、役員として、その長である
理事長及び監事二人を置く。

2 センターに、役員として、理事四人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第八条 理事は、理事長の定めるところにより、
理事長を補佐してセンターの業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員
は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項のただし書の場合において、通則法第十九
条第二項の規定により理事長の職務を代理し又
はその職務を行う監事は、その間、監事の職務
を行つてはならない。

（理事長及び理事の任期等）

第九条 通則法第二十一条の三第一項の個別法で
定める期間は、四年とする。

2 理事の任期は、二年とする。

第三章 業務等

第十条 センターは、第三条の目的を達成するた
め、次の業務を行う。

一 農林水産物、飲食料品（酒類を除く。以下
同じ。）及び油脂の品質及び表示に関する調
査及び分析並びにこれらに関する情報の提供
を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、農林水産物、飲
食料品及び油脂の消費の改善に関する技術上
の情報の収集、整理及び提供を行うこと。

三 日本農林規格又は飲食料品以外の農林物資
の品質に関する表示の基準が定められた農林
物資及び食品表示法（平成二十五年法律第七
十号）第四条第六項に規定する食品表示基準
が定められた同法第二条第一項に規定する食
品（酒類を除く。）の検査を行うこと。

四 日本農林規格その他の農林水産分野における
規格に関する認証又は試験等（日本農林規
格等に関する法律（昭和二十五年法律第七百七
十五号）第二条第二項第三号に規定する試験
等をいう。）その他これらに類する事業を行
う者の技術的能力その他のこれら事業の適
正な実施に必要な能力に関する評価及び指導
を行うこと。

五 第三号に規定する農林物資及び食品（次号
において「農林物資等」という。）の品質管

理及び表示に関する技術上の調査及び指導を行ふこと。

六 前二号に掲げるもののほか、農林物資等の検査技術に関する調査及び研究並びに講習を行うこと。

七 肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査を行うこと。

八 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務を行うこと。

九 飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査及び指導を行うこと。

十 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する調査を行うこと。

十一 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

セントラーアーは、前項の業務のほか、次の業務を行ふ。

一 日本農林規格等に関する法律第三十五条第一項第六号及び第五十五条第一項第五号の規定による検査及び質問並びに同法第六十六条第一項から第五項までの規定による立入検査及び質問

二 食品表示法第九条第一項の規定による立入検査及び質問

三 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第五十七号)第五十五条第一項の規定による立入検査及び質問

四 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条の二第一項の規定による立入検査、質問及び収去並びに同法第三十三条の三第二項の規定による立入検査及び質問

五 農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第三十条第一項の規定による集取及び立入検査並びに同法第三十五条第二項の規定による立入検査

六 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十七条第一項の規定による立入検査、質問及び集取及び収去

七 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成二十年法律第八十三号)第十三条第一項の規定による立入検査、質問及び集取第七条第一項の規定による立入検査、質問及び収去

八 地力増進法(昭和五十九年法律第三十四号)第十七条第一項の規定による立入検査、質問及び集取

九 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成十五年

3 年法律第九十七号)第三十二条第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去センターは、前二項の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第五十一条の規定による協力をを行うことができる。

(積立金の処分)

第十一條 センターは、毎事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、翌事業年度に係る通則法第三十五条の十第一項の認可を受けた事業計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、翌事業年度における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第四章 雜則

(緊急時の命令)

第十二条 農林水産大臣は、農林水産物、飲食料品又は油脂について、その品質又は表示が適正でないものが販売され、又は販売されるおそれがあり、これを放置しては一般消費者の利益を著しく害すると認められる場合において、一般消費者の利益を保護するため緊急の必要があるときは、センターに対し、第十条第一項第一号及び第三号に掲げる業務のうち必要な調査、分析又は検査を実施すべきことを命ずることができる。

(主務大臣等)

第十三条 センターに係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣及び農林水産省令とする。

第五章 罰則

第十四条 次の各号のいづれかに該当する場合は、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

一号に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。)に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表は、肥飼料検査所等の施行日の前日を含む中期目標の期間に係る同条の事業報告書に記載すべき事項を含めて行うものとする。

農林水産消費安全技術センターの施行日を含む中期目標の期間における業務の実績についての通則法第三十四条第一項の規定による評価は、肥飼料検査所等の施行日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を考慮して行うものとする。

肥飼料検査所等の平成十九年三月三十一日に終わる事業年度に係る通則法第三十八条及び第三十九条の規定により財務諸表等に関し独立行政法人が行わなければならないとされる行為は、農林水産消費安全技術センターが行うものとする。

肥飼料検査所等の平成十九年三月三十一日に終わる事業年度における通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、農林水産消費安全技術センターが行うものとする。

前項の規定による処理において、通則法第十四条第一項及び第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、施行日の前日において肥飼料検査所等の中期目標の期間が終了したものとして、農林水産消費安全技術センターが行うものとする。この場合において、附則第九条の規定による廃止前の独立行政法人肥飼料検査所法(平成十一年法律第二百八十六号)以下この項及び次条第一項において「旧肥飼料検査所法」といひ次条第一項において「旧農薬検査所法」といひ次条第一項の規定(これららの規定に係る罰則を含む)は、なおその効力を有するものとし、旧肥飼料検査所法第十一条第一項及び旧農薬検査所法第十一条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人農林水産消費安全技術センターの独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律(平成十九年法律第八号)」の施行の日を含む」と、「次の中期目標の規

標の期間における前条」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人農林水産消費安全技術センター法(平成十一年法律第二百八十六号)第十条並びに附則第六条の二第一項及び第二項」とする。

農林水産消費安全技術センターへの出資によるものとして読み替えて適用される旧肥飼料検査所法第十二条第一項又は旧農薬検査所法第十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。)

農林水産消費安全技術センターが承継する資産の価額(同条第九項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧肥飼料検査所法第十二条第一項又は旧農薬検査所法第十二条第一項の規定による承認を受けた金額があ

るときは、当該金額に相当する金額を除く。)から負債の金額を差引いた額は、政府から農林水産消費安全技術センターに対し出資されたものとする。この場合において、農林水産消費安全技術センターは、その額により資本金を増加するものとする。

前項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。この場合において、農林水産消費安全技術センターは、その額により資本金を増加するものとする。前項の評価委員その他評価に必要な事項は、政令で定める。

第五条 国は、この法律の施行の際現に肥飼料検査所に使用されている国有財産(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二条第一項に規定する国有財産をいう。)であつて政令で定めるものを政令で定めるところにより、農林水産消費安全技術センターの用に供するため、農林水産消費安全技術センターに無償で使用させることができる。

(独立行政法人肥飼料検査所法等の廃止)
第九条 次に掲げる法律は、廃止する。

第一 独立行政法人肥飼料検査所法
二 独立行政法人農薬検査所法
三 独立行政法人林木育苗センター法
(罰則に関する経過措置)

第二十一条 施行日前にした行為及び附則第十条の規定によりなお從前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。罰

(政令への委任)
第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に係る必要な経過措置を設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。ただし、次条及び附則第十八条の規定については、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年六月二八日法律第七〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十八条の規定については、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十八条の規定については、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分・手続その他の行為とみなす。(罰則に関する経過措置)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののか、この法律の施行に係る必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(調整規定)

第十三条 施行日が農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）の施行の日前である場合には、前条第四号中「第十条第二項第四号」とあるのは、「第十条第二項第三号」とする。

附則 号抄（令和四年五月二十五日法律第四九

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。